5　会議に、幹事を置く。
6　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
7　幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
8　前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
（復興推進委員会）
第十五条　復興庁に、復興推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2　委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に内閣総理大臣に意見を述べること。
二　内閣総理大臣の諮問に応じて、東日本大震災からの復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を内閣総理大臣に建議すること。
3　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
4　委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であって調査審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
第十六条　委員会は、委員長及び委員十四人以内をもって組織する。
2　委員長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3　前二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節　復興局

第十七条　復興庁に、地方機関として、復興局を置く。
2　復興局は、復興庁の所掌事務のうち、第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項各号に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。
3　復興局が分掌する前項の事務には、管轄区域の全部又は一部の区域内において、東日本大震災からの復興に関する各種の事業の推進に関し、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員、関係民間事業者等が参加して必要な協議、調整等を行うための組織体に関する事務が含まれるものとする。
4　復興局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
岩手復興局	盛岡市	岩手県
宮城復興局	仙台市	宮城県
福島復興局	福島市	福島県

5　復興局の所掌事務及び内部組織は、復興庁令で定める。
6　前項の内部組織の編成に当たっては、管轄区域における被災地域の地理的状況に配慮するものとする。

第六節　雑則

（政令への委任）
第十八条　前各節に定めるもののほか、復興庁の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（職員）
第十九条　復興庁に、復興事務官、復興技官その他所要の職員を置く。
2　復興事務官は、命を受け、事務をつかさどる。
3　復興技官は、命を受け、技術をつかさどる。
（国会への報告等）
第二十条　政府は、第十二条第三項の規定により政令で設置される同条第一項の職につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。
2　政府は、少なくとも毎年一回復興庁の組織の一覧表を官報で公示するものとする。
（復興庁の廃止）
第二十一条　復興庁は、別に法律で定めるところにより、平成三十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第十五条の規定　公布の日
二　第四条第二項第六号の規定及び附則第七条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）附則第二条の次に二条を加える改正規定（附則第二条の二第二項に係る部分に限る。）　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第九条第二項の認可の日の翌日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
三　附則第十二条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
四　附則第十三条及び第十四条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
五　附則第三条第一項（同項の表国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の項（第六十一条の六第一項及び第六十一条の七第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
（検討）
第二条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
（他の法律の適用の特例）
第三条　復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）	第二十一条	内閣府を除く。）、内閣府	内閣府及び復興庁を除く。）、内閣府、復興庁
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	第二百四十五条	国家行政組織法	復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁、国家行政組織法